

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03399

研究課題名(和文)カール・シュミットの国際秩序思想における基本概念：媒介性・敵・中立

研究課題名(英文)Mediacy, Enemy, and Neutrality: Carl Schmitt's theory of international law

研究代表者

西 平等 (Nishi, Taira)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：60323656

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：カール・シュミットは、状況に応じて大きく異なった主張を行っており、日和見主義的であると評価されてきました。この研究では、大きく異なっているように見えるシュミットの国際法論を貫く原理を探求しました。最も重視したのは、媒介性(Mittelbarkeit)という概念です。各人がそれぞれの信じる正義や規範を直接に(無媒介的に)実現するならば、万人の万人に対する戦争の状態が出現します。それを阻止するために、各人に対して正義と規範を媒介するのが国家であり、そのような媒介性こそが国家法と国際法の基本原理であるとシュミット考えています。このような媒介性は、他者の法的な地位への承認と結びついているのです。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究では、媒介/無媒介という概念区別に着目することにより、それぞれの価値と正義に直接に向き合う個人への共感と、それによって引き起こされる共同性の断裂への恐怖という、二つの相矛盾する要素が、シュミットの公法論・国際法論を規定していることを示しました。

現在の世界では、一方には、自らの信奉する宗教的・文化的価値を、制約のない手段によって無媒介的に実現しようとする人々があり、他方には、市場における価値実現を信奉し、あらゆる規制を取り払って無媒介的に利益を実現しようとする世界を作り出そうとする人々がある。無媒介性に憑りつかれた世界を再検討する試みとして、ここではシュミットを取り上げた。

研究成果の概要(英文)：Carl Schmitt's arguments, which vary widely depending on the circumstances, have been described as opportunistic. This study explored the principles that run through Schmitt's doctrines of international law which appear to differ widely. The most important emphasis was placed on the concept of Mittelbarkeit(mediateness). If each individual directly (immediately) realizes the justice and norms he or she believes in, a state of war of all against all will emerge. To prevent this, Schmitt believes that it is the state that mediates justice and norms for each individual, and that such Mittelbarkeit is a fundamental principle of the state law and international law. Such Mittelbarkeit is tied to recognition of the legal status of others.

研究分野：国際法

キーワード：カール・シュミット 国際法 戦間期法思想 国際秩序 敵 媒介性 中立 ノモス

## 1. 研究開始当初の背景

シュミットの一つの特徴は、一見したところ中立的に見える法的概念の抗争的性質(あるいは政治的意味)を暴露することにより、自由主義的・普遍主義的言説のイデオロギー性を強調し、そのことを通じて、国際連盟や戦争違法化の政治的性格を批判するところにある。その鋭く機知に富んだ批判が、多くの国際法学者や国際政治学者を魅了してきたのは事実である。しかし、その時々政治的文脈に対応した批判的言説があまりにも鮮烈であるために、かえって、シュミット自身の秩序構想に関する分析・検討が等閑視されてきたとも言える。従来多くの国際秩序思想史研究は、具体的な政治的文脈におけるシュミットの言説の批判的意味を明らかにすることに満足し、彼の諸々の言説に一貫する理念や秩序構想を探り出す作業を断念していた。

しかし、シュミットは、理念と形式(**Form**)を極めて重んじる法理論家であり、その言説の意味が、具体的状況にのみ即応した一回的なものに還元されるとは考えにくい。それゆえ、彼の諸言説を貫く秩序構成的な理念を見出す作業を、簡単に放棄すべきではない。

もっとも、同じトピックについても、時代状況に応じて正反対にぶれているように見えるシュミットの諸言説から、一貫した秩序構成的理念を抽出することは容易ではない。例えば、ハンス・ケルゼンの段階的秩序構想のような明晰な構造を、シュミットの諸言説に見出すことは不可能である。したがって、シュミットにおける一貫した秩序構成的理念はいかにして理解可能であるか、という問いは難問として残されていた。

## 2. 研究の目的

本研究では、「媒介性 **Mittelbarkeit**」、「敵 **Feind**」、「中立 **Neutralität**」という、シュミットの国際法秩序構想の基盤となっている三つ概念の検討を通じて、その一貫した秩序構成理念を明らかにすることを目指した。

媒介性：媒介性/無媒介性とは、神学に由来する極めて抽象的な概念だが、国際法秩序との関連において、<無媒介に利益や正義の実現が追求される領域>と<権利・権限が配分されており、その配分に根拠を有する規範 **Norm** を媒介して利益や正義の実現が図られる領域>との区別に対応しており、したがって、シュミットの国際法秩序論の基本思想であるノモス論の形而上学的基礎となっている点において重要である。

敵：シュミットの秩序思想において、敵に関する二つの対概念が存在する。すなわち『政治的なものの概念』において提唱された「友 **Freund** / 敵 **Feind**」と、『大地のノモス』において展開される「敵 **Feind** / 賊 **Verbrecher**」という二つの区別である。前者は、政治的共同体を共に構成する者であるか否かを基準としており、後者は、交戦者としての国際法上の地位を有しているか否かを基準とする。すなわち、「友/敵」区別において、「敵」は、政治的共同体構成員としての「地位を持たない者」を指すのに対し、「敵/賊」区別において、「敵」は、ノモスにおいて「地位を持つ者」を意味する。このように、「敵」概念は、対照的意味を担いつつも、シュミットの国家秩序・国際秩序思想の中核にある。それゆえ、国家法と国際法との秩序論的連関を理解するためには、この概念を手掛かりとすべきである。

中立：「中立 **Neutralität**」は、**neuter** (英語でいえば **neither**) を語源とし、すなわち、「いずれの側でもないこと」あるいは「局外に立つこと」を意味する。そのような抽象的意味において把握された中立概念は、単に、戦争を交戦国間の行為(もしくは状態)とみなして、その他の国

家を局外に立たせる中立制度だけではなく、文民や私有財産の保護のように、国家を社会の区別を通じて国家行為としての戦争の影響を限定する制度、もしくは、政治と経済の区別を通じて戦時における通商の自由を保障する制度の思想的基盤となっている。シュミットは、このような意味における「中立」を近代国家や近代的国際秩序の存立基盤とみなす。したがって、中立概念の検討は、シュミット国際法秩序思想の解明のために不可欠である。

### 3. 研究の方法

方法としては、シュミットの著作やそれに関連する文献を読み解いて、それぞれの基本概念の理解を深めることを重視した。「媒介性」については、『大地のノモス』をはじめとする国際法関連の著作におけるその意義を確認する一方で、国際法との関連を持たせずに媒介性を論じている『国家の価値と個人の意義』や『独裁』の所論を検討した。「敵」の概念については、『政治的なものの概念や』『大地のノモス』『差別的戦争概念への転換』を中心として分析を進め、とりわけ「敵/賊」区別がシュミットの国際法論において中核的な意義を持つことを明らかにした。中立については、それが政治的秩序の土台となる積極的意味と、脱政治化という消極的な意味を併せ持つことに重点を置きつつ、国際法関連文献のほか、『中立化と脱政治化の時代』の所論が国際秩序構想にとって持つ意義を明確化した。

そのうえで、三つの基本概念を組み合わさりからなるシュミットの国際秩序思想の全体像を示すことを試みた。

### 4. 研究成果

「媒介性」と「敵」の概念については、学界での報告や研究論文の公表など具体的な成果物を示すことができた。

研究論文としては、「例外状態について決定する者」という有名なシュミットの主権者の定義との関連において、媒介性概念が中心的な意義を担っていることを示した 西平等「媒介/無媒介の境界 カール・シュミットの主権論」(日本政治学会編『年報政治学』**2019-I**号 **13-35**頁)や、従来ほとんど検討されてこなかった『国家の価値と個人の意義』を分析して、媒介性概念の内容を明らかにした 西平等「正義の実現を遅らせるもの シュミットにおける法・国家・個人」(『戦争と統治のあいだ』(関西大学法学研究所研究叢書第 **60**冊) **2019**年 **11**月、**165-183**頁)のほか、敵概念を基軸としてシュミットの国際秩序思想を概観した

西平等「敵の地位とその秩序論的構造 カール・シュミット国際法論の基礎」(『法哲学年報 **2019**』( **2020**年 **10**月) **87-101**頁)がある。

学会報告としては、上記 に関連して、西平等「敵の地位とその秩序論的構造 カール・シュミット国際法論の基礎」( **2019**年 **11**月 **17**日、日本法哲学学会学術大会、統一テーマ(「他者をめぐる法思想」)報告、立命館大学)を行った。

中立概念については、研究を進めてきたものの、いまだそれを中心に扱った成果物の公表には至っていない。三つの基本概念を組み合わせたシュミットの包括的な国際秩序思想についても、部分的には上記 ~ で言及しているものの、まとまった形では公表できていない。いずれについてもすみやかに研究と取りまとめ公表すべきであると考えている。目下、その準備を進めており、その手始めとして、**2022**年 **9**月に開催される国際法学会研究大会(静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ)において、「隠された結論 カール・シュミットのグロースラウム理論について」と題する報告を行う予定である。

なお、研究目的とは直接には関連しないものの、カール・シュミットの国際秩序思想に関する

研究から得られた知見を利用した派生的な成果として、以下のものがある。

西平等『法と力 戦間期国際秩序思想の系譜』（名古屋大学出版会、**2018**年、**398**頁）  
【シュミットの理論を中心的な主題とはしていないが、戦間期の国際法秩序構想の把握においてシュミットの議論が参照されている。】

西平等『グローバル・ヘルス法 理念と歴史』（名古屋大学出版会、**2022**年、**350**頁）  
【グローバル・ヘルス法概念を構築するにあたってシュミットの媒介性概念を参考とした。】

西平等「利己的意思の合致か？公共的決定か？ 合意の質に関する国際法学説史」『論  
究ジュリスト』**2019**年夏号（**2019**年）**7-14**頁

【条約という形式で行われる意思決定の意義を検討するに際して、シュミットの国際連盟論を参照した。】

西平等「企画趣旨」（特集：処罰による平和、和解による平和 刑事法による武力紛争  
の克服は可能か？）『法律時報』**93**巻**7**号（**2021**年**6**月号）**7-12**頁

【国際刑事法の批判的な考察に当たって、シュミットの敵概念を参考とした。】

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 西平等	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 「国際法史におけるグローバル法理論の可能性 一元論・二元論の原意について」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 65-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 平等	4. 巻 2019
2. 論文標題 「敵の地位とその秩序論的構造 カール・シュミット国際法論の基礎」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 87-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 平等	4. 巻 93巻1号
2. 論文標題 グローバル・ヘルスにおける国際法の役割 歴史的検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 54-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西平等	4. 巻 2019-1号
2. 論文標題 「媒介/無媒介の境界 カール・シュミットの主権論」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『年報政治学』	6. 最初と最後の頁 13-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西平等	4. 巻 2019年夏号
2. 論文標題 「利己的意思の合致か？ 公共的決定か？ 合意の質に関する国際法学説史」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『論究ジュリスト』	6. 最初と最後の頁 7-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西平等	4. 巻 67巻1号
2. 論文標題 イギリスにおける動態的国際秩序思考（1）：プライアリとカー	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西平等	4. 巻 67巻2号
2. 論文標題 イギリスにおける動態的国際秩序思考（2）：プライアリとカー	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Taira Nishi
2. 発表標題 Hans Morgenthau and International Law in Asia
3. 学会等名 Interest Group on Theory and History, Asian Society of International Law
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小田川大典 高橋良輔 三牧聖子 西村邦行・西平等
2. 発表標題 政治理論とインテレクチュアル・ヒストリー 西平等『法と力：戦 間期国際秩序思想の系譜』（名古屋大学出版会、2018 年）を読む
3. 学会等名 社会思想史学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西平等
2. 発表標題 「敵の地位とその秩序論的構造 カール・シュミット国際法論の基礎」
3. 学会等名 日本法哲学学会学術大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 西 平等	4. 発行年 2022年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 350
3. 書名 グローバル・ヘルス法	

1. 著者名 西平等 柄谷利恵子 大津留（北川）智恵子 豊田哲也 左春梅 五十嵐元道 苅谷千尋	4. 発行年 2019年
2. 出版社 関西大学法学研究所	5. 総ページ数 183
3. 書名 戦争と統治のあいだ（関西大学法学研究所研究叢書 第60冊）	

1. 著者名 西 平等	4. 発行年 2018年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 398
3. 書名 法と力：戦間期国際秩序思想の系譜	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------